〇国土交通省告示第六百九十九号

に 0 建 7 築 7 基 準 \mathcal{O} 検 法 査 施 等 行 لح 規 併 則 せ 昭 て 検 和 査 十 五 等 を 年 __ 建 体 的 設 に 省 令 行うことが 第 兀 + · 号) 合 第六 理 的 条 で あ \mathcal{O} 六 る 防 \mathcal{O} 表 (二) 火 設 備 \mathcal{O} を 項 E 次 \mathcal{O} 基 ょ づ う き、 に 定 建 め 築 設備 る。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

建 築 設 備 に 0 1 て \mathcal{O} 検 査 一等と併 せ て 検 査 等 を 体 的 に 行うことが 合 理 的 で あ る 防 火 設 備 を 定 \Diamond

る件

建 築 基 準 法 施 行 規 則 第六条 の六 0) 表 (二) \mathcal{O} 項 に 規 定する建築設 備 につい て の検査等と併せて検査等を

体 的 に 行うことが 合 理 的 で あ る 防 火 設 備 は 防 火ダ ンパ] とする。

附則

Jの告示は、平成二十八年六月一日から施行する。